

社会教育関係団体に対する助成について

昭和三四・一二・一四・文社社第二三二二号

各都道府県教育委員会教育長あて社会教育局長通知

社会教育法の一部改正に伴い、社会教育関係団体に対する助成の方針について、さきに文部大臣より社会教育審議会に対して、諮問していたところ昭和三四年一月九日別紙のとおり答申がありましたので、参考までに送付します。

別紙

社会教育関係団体の助成について

(昭和三四年一月九日答申)

1 補助の基本方針

社会教育の領域における各種の社会教育関係団体の活動が、わが国の社会教育の振興上重要な地位を占めているので、これらの団体が健全にしてかつ適切な事業活動を行なうことが望ましい。しかるに社会教育関係団体の中には、その経済的理由によつてじゅうぶんな活動を行ない得ないものが少なくない現状にある。これらの点にかんがみ、憲法でいう「教育の事業」に該当しない事業であつて公共性のある適切な緊要な事業を行なう社会教育関係団体に対して、その自主性を尊重しつつ積極的に助成を行ない、わが国の社会教育のいつその振興発展を期すべきである。

2 補助対象とする団体の範囲

社会教育に関する事業を行なうことを主たる目的とする民法法人であること。

法人格を有しない社会教育関係団体であつても、地域的普遍性を有するか、または過去に堅実な実績等を有する団体で、お

おむね次の実体を備え、かつ確実なものであること。

ア 定款寄付行為に類する規約を有すること。

イ 団体意思を決定し、執行し、代表する機構または機関が確立していること。

ウ 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

オ 主として社会教育に関する事業を行ないその成果が期待できる団体であること。

上記 および の団体であつても政治活動、宗教活動および営利事業を行なう団体は除外するものとする。

上記 および の団体は、おむね次に掲げる団体を標準とする。

ア 青少年教育に関する団体

イ 成人教育に関する団体

ウ 社会教育施設関係の団体

エ 視聴覚教育に関する団体

オ 体育、運動競技またはレクリエーションに関する団体

カ 社会通信教育に関する団体

キ 芸術文化に関する団体

ク その他主として社会教育に関する事業を行なう団体

3 補助事業の範囲

憲法にいう「教育の事業」に該当しない、おむね次の事業であること。

ア 図書、記録、視聴覚教育の資料等を収集し、作成しまたは提供する事業

イ 社会教育の普及、向上または奨励のための援助、助言の事業

ウ 社会教育関係団体間の連絡調整の事業

エ 機関紙の発行、資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の事業

オ 体育、運動競技またはレクリエーションに関する催しの開催、またはこれに参加する事業

カ 社会教育に関する研究調査の事業

キ 社会教育施設の建設および設備の整備に関する事業

ク その他社会教育の振興に寄与する公共的意義ある適切な事業

政治活動、宗教活動または営利事業は、除外するものとする。

4 補助対象とする経費の範囲および限度

教育に関する法人について

団体に対して行なう補助は、予算の範囲内においておおむね次に掲げる経費について行なうものとする。

社会教育に関する事業の実施に要する経費とする。ただし団体の性格、事業等の特殊性により必要と認められる場合は、運営費についても補助するものとする。

国際的事業に要する経費については、積極的に補助を行なうよう考慮するものとする。

5 地方社会教育関係団体に対する補助の取り扱い

地方社会教育関係団体について、その行なう事業が健全な全国的団体の組織活動に大いに寄与することが期待できる場合においては、都道府県単位の団体、二都道府県以上にまたがる団体およびブロック単位の団体に対して補助を行なうものとする。この場合には上記1から4までに掲げる基準によるほか、次に掲げる条件に合致するものについて補助を行なうものとする。

都道府県教育委員会が国の補助を受けるに相当であると認め

る団体であること。

当該団体の下部組織が整備されていること。

補助対象とする事業は、健全な全国的団体の組織活動に寄与するような事業であること。

補助対象とする事業は、都道府県教育委員会が援助または助成する事業であること。

6

補助手続き

補助するに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三〇年八月二七日法律第一七九号)等の法令の諸手続きに従って厳正公平に行なわなければならない。